

措 置 状 況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
1. 料金関係について (1) 料金改定に伴う財政計画の適正化(水道・下水道事業共通) 上下水道事業部では、料金改定を視野に入れ将来5年間の財政計画を作成しているが、料金改定時に用いた財政計画が実績と乖離している。今後、作成した計画についてモニタリングを行うとともに計画の精度を向上させる必要がある。	毎年度の決算時に、予算・決算を対比の上、乖離額、乖離率、理由などの分析を引き続き行うとともに、予算計上時や使用料算定時の対象経費並びに事業費の算出にあたっては、これまで以上に精査に努め、計画数値の精度の向上に努力します。 (平成18年10月27日)
(2) 認定水量の妥当性(下水道事業) 認定水量は段階ごとに定量で決められているが、実際水道メーターを取り付けている利用者データと比較すると推定使用水量が多く設定されており、公平性の観点から不十分である。したがって、適正水量の測定のため計測器設置の計画を立案し着実に実行するとともに、認定基準の精度を向上させるため基準の細分化等を検討する必要がある。	計測器設置は、井戸水の使用量を把握するための適正な方法であり、現在計画にそって実施し、平成17年度約800個、平成18年度約650個の設置を完了した。 また、認定基準についても公平性の観点からデータの収集を行っている。 (平成19年10月23日)
(3) 水洗化率の向上(下水道事業) 北西部処理区では設置後1年程度しか経過しておらず水洗化率が低いため、今後、水洗化率を向上するよう住民への呼びかけ、切替費用などに対する補助金の支給など更なる普及促進を行うべきである。	供用開始1年目の区域及び新規区域を重点的に下水道切替助成金制度、融資あつ旋利子補給制度の周知を図るため、冊子により各戸勧奨訪問(8,370戸)を行った。又、集合住宅の所有者(150件)に対しても、冊子を送付し電話により制度の説明を行った。 (平成19年10月23日)
2. 収納事務について (1) 給水停止措置にかかる規定の整備及び権限の明確化について(水道・下水道事業共通) 上下水道事業部では給水停止措置について、委託集金者と情報交換を行ったうえで、給水停止先選定も委託集金者に一義的に任せる形となっている。しかし、委託集金者が一義的に選ぶ給水停止処分対象者について、規定・マニュアル等が存在せず客観性及び統一性について不十分であるため、規定・マニュアル等で手続・権限について明確にする必要がある。	給水停止措置を適正に執行するにあたり、その客観性及び統一性を確保するため、現行の「岐阜市上下水道事業部給水停止取扱要綱」を改正、また、新たに「給水停止実務実施要領」を策定しその手続き、権限について明確にした。 (平成18年10月27日)
(2) 水道料金不納欠損について(水道事業) 上下水道事業部では、従来、債権発生から5年(時効)を経過した時点で不納欠損処理を実施していた。平成16年度では時効を2年とする旨の総務省の通知が到達していたが、実務的な対応を検討する理由で不納欠損処理自体について実施しなかった。しかし、総務省の通知があり時効期限が明確になった以上、2年の時効を基礎として不納欠損処理する必要がある。	不納欠損処分については、「消滅時効に伴う水道料金債権の取扱基準」を策定し、民法173条で時効が到来した債権(2年が経過した債権)について欠損処分することを明確にした。よって本年度末に、2年の時効が成立した債権について欠損処分する。 (平成18年10月27日)

措 置 状 況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
(3) 水道・下水料金の軽減と充当伺書について(水道・下水道事業共通) 上下水道事業部では、漏水などにより利用者による使用水量と検針結果に相違が見られる場合には更正調定を行い、「水道・下水料金の軽減と充当伺書」において営業室長の決裁を採り使用水量の認定及び料金の軽減充当をしている。しかし、「水道・下水料金の軽減と充当伺書」において「充当入力」の処理欄の日付印が決裁前のものが散見され、また、文字の修正につき訂正印を押していないものがあつた。決裁後に充当入力を行うとともに、公文書である以上適正な書類の整備が必要であつたといえる。	伺書に係る決裁手続き、チェック体制について、既に整備済みのルールどおり適正な事務処理を行います。 (平成18年10月27日)
(4) 延滞金について(水道・下水道事業共通) 下水料金の督促手数料及び延滞金について、上下水道事業部では独自の延滞金徴収規則は設けておらず、「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和25年11月1日 条例第28号)」を準用しているが、延滞金を徴収していない。今後、条例との整合性を確立するため、延滞金を徴収するよう検討・実施していく必要がある。	市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和25年条例第28号)が一部改正され、平成26年1月から施行されたことに伴い、同条例適用債権については全庁的に延滞金を徴収することとなった。 下水料金の延滞金の徴収については、部内で協議を行い延滞金の徴収方法等の制度設計を決定した。現在決定した仕様に基づき、業務受託会社においてシステム改修を行っており、平成27年4月賦課分から下水料金に係る延滞金の徴収を開始する予定である。 (平成26年4月16日)
(5) 不納欠損対象にかかる債務者の調査(水道・下水道事業共通) 不納欠損処理対象のうち、転居先の不明によるものが63.1%(平成16年度不納欠損処理分)ある。現在、住民登録システムによる照合は実施しているが、不十分であるためさらなる調査を実施し、債権回収を効率的かつ有効に実施する必要がある。また、徴収事務については、調定後の短い期間に重点を置き、集中的に調査・徴収業務を行うことが効率的であると考えられる。	住民基本台帳による転出先の調査のほか、さらに「水道料金及び下水道料金滞納整理マニュアル」を策定し、現地調査等により使用者の転出先調査をすることを明記した。 また、より早期の債権回収を図るため、「岐阜市上下水道事業部給水停止要綱」を改正し、3期以上の滞納者を対象した給水停止措置を2期以上の滞納者を対象とすることとした。 (平成18年10月27日)
(6) 下水料金滞納金回収額の対象債権への割振(下水道事業) 上下水道事業部では、滞納者に対する求償権をなるべく消滅させない意図により、回収した延滞債権の一部を時効の近い債権に少額ずつ割り振ることで時効を延長させている。しかし、当該回収債権の按分ルールが確立されていないため、時効対象債権額を自由に裁量することが可能で、結果として不納欠損処理金額も客観性に欠けているため、規定・マニュアル等を整備する必要がある。	以前から、延滞債権の時効を延長させる目的で、延滞債権の一部を時効の近い債権に割り振ってきたが、今般策定した、「水道及び下水料金滞納整理マニュアル」の中で回収債権の按分ルールを明確にした。 (平成18年10月27日)
3. 入札・契約について (1) 指名競争入札における競争性の確保について(水道・下水道事業共通) 工事請負及び業務委託における指名競争入札の落札率が96～97%台の契約が水道事業で全体の7割以上、下水道事業で全体の過半数を占めている。落札率を低下させるため、指名業者数の増加、指名業者の客観的な選択基準の策定、地域要件の緩和、一般競争入札の条件の緩和等の方策を採ることを検討すべきである。	高落札については、平成18年2月から「高落札率入札調査の試行に関する要綱」を制定し対応した。指名業者数選定方法については、「競争入札参加者選定要綱」に基づいており問題はないと考える。 なお、平成19年度から一般競争入札の拡大を予定している。 (平成19年10月23日)

措 置 状 況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
(2) 漏水調査業務委託契約について(水道事業) 鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある。	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間栓数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。 指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。 (平成19年10月23日)
(3) 一者随意契約について ① 業務の性質上、相手が特定されている一者 随意契約について(水道事業) 業務の性質上、相手が特定されている一者随意契約について当初購入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理等は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。複数年度を対象とした保守管理についても競争入札に含めるべきである。 ②政策的な理由による一者随意契約について(水道事業) 政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても競争性を確保するため2人以上の者から見積書を入手することが望ましい。 ③ 業務実施に一定の準備期間が必要な一者随意契約について(水道・下水道事業共通) 業務実施に一定の準備期間が必要な一者随意契約については、長期継続契約を行うことができるように条例を制定して、より一層経済的な契約を締結できるようにすることが望ましい。 ④ 法律等で限定されていることによる一者随意契約(下水道事業)(意見) 法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。	①業務委託を含む物品購入契約は現状では不可能である。 ②岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。 ③長期継続契約については、平成19年度から導入を予定している。 ④現状で問題はないと考えている。 (平成19年10月23日)
(4) 契約変更の妥当性(下水道事業) 下水道事業における工事は、地質や埋設物の影響を受けるため実情に応じて契約変更になりやすい面があるが、事前調査をさらに徹底し、また他部署との情報交換を従来以上に緊密に行うなどにより、契約変更を少なくすることが望まれる。	管路布設について、事前調査で他部署とも調整、調査をおこなっているが、既設地下埋設物等において、埋設位置、埋設深等が事前調査と異なっている場合やむを得ず契約変更が発生しますが、契約変更を少なくするよう、よりいっそう緊密に行なっていきます。 (平成18年10月27日)
(5) 低入札価格調査制度について(下水道事業) ① 調査基準価格としての直接費及び間接費の妥当性について(監査の結果) 原材料仕入を伴わない業務委託契約における間接費係数が、実勢よりも大きく設定されていた。設計担当部門では係数を見直す必要がある。 ② その他の業務委託における調査基準価格について その他の業務委託の調査基準価格は便宜上、直接費の記載の有無に関わらず予定価格の60%という基準であるが、低入札価格調査制度の趣旨を鑑み、今後、設計書に直接費を記載するとともに、調査基準価格は直接費を基礎とした金額とする基準に変更することが望ましい。	①設計価格について、下水道用設計歩掛表に基づいて行っており、適正価格と考えています。 ②直接費の算定が困難な業務もあり、60%という基準を便宜的に用いるのは妥当と考える。 (平成18年10月27日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

[illegible]

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
(4)不動産登記について(水道・下水道事業共通) 建物は登記できるものであり、また、第三者に対抗するためには登記を必要とするものであるから、登記する必要がある。	上下水道事業部所管の固定資産の管理に関し定める企業会計規程においては、「第三者に対抗するため登記の必要のあるもの」について登記すべきものと規定されていることから、これに基づき、上下水道事業部が所管する各建物の登記の必要性について精査を行い、必要と判断されるものについては手続きを進めていきます。 (平成20年10月22日)
(5)建設仮勘定について(水道・下水道事業共通) 1つの契約書で複数の業務を委託した場合、最後の業務委託が完了するまで固定資産に振替が行われていない。工事毎に支出金額が把握できるように請求書に明細金額を記載してもらうか、工事毎に合理的な配賦基準を作成して、適時に固定資産に振替すべきである。	固定資産台帳の整理に合わせて、一つの契約で複数の業務になる場合は業務内容ごとに適切な時期に資産化できるように管理していく。 (平成18年10月27日)
(6)減価償却の開始時期について(水道・下水道事業共通) 岐阜市では、地方公営企業法施行規則第8条第1項に基づき固定資産の取得の翌年度から減価償却を行っている。しかし、適正な期間損益計算を行うためには、同規則第8条第6項において容認しているように、使用を開始した月から減価償却を実施すべきである。	固定資産の帳簿原価の算出には工事費だけでなく、それに係る事務費を付加する必要がある、すべての経費の執行が終了する年度末を待たねばならない。また、総務省通達も同様の処理を求めていることから、年度途中からの減価償却はできない。 (平成18年10月27日)
5. たな卸資産について (1)材料について(水道事業) 材料倉庫の入口に置いてある「仮出庫依頼書」の様式を改良して、作業伝票等と照合できるようにし、材料の払出し目的を明確にできるようにすべきである。	左記指摘のとおり、様式改良し作業伝票番号、目的、位置図が明確にできるよう対応しました。 (平成18年10月27日)
(2)焼成レンガについて(下水道事業) 焼成レンガの物品庫入庫出内訳表には1日の生産量を100個単位で入庫とし、端数はプラント内での移動時の破損分の補充やサンプル用等に使用するとして受払管理がされていない。生産した全焼成レンガの受払いを管理すべきである。	平成17年度末に未庫入数を全量庫入し、譲渡・支給数量を雑支出として庫出をした。今年度は1日の生産量をすべて庫入している。また、年度途中の譲渡・支給数量は月報で正確に管理し、年度末にまとめて雑支出として庫出とする。これにより生産したすべての焼成レンガの受払いの管理がなされる。 (平成18年10月27日)
6. 企業債について (1)近隣の同規模他都市との比較分析について(水道・下水道事業共通) 企業債の発行状況はその都市の事業計画等により大きく異なるため、岐阜市では他都市との比較分析を行っていない。しかし、同規模他都市との差異が小さい場合はともかく、水道事業債のように差異が大きい場合は、その原因を分析して今後の事業の管理に役立てる必要がある。	近隣の同規模他都市に比して、水道事業の起債残高が多いのは、近年、特に平成8年度から平成16年度に至る鏡岩配水池建設、計画的な石綿管・鉛管の布設替工事による起債が多くを占めています。今後は、事業を計画するに当たっては、周期的に近隣の同規模他都市の起債残高を比較検討し、事業計画の管理に役立てます。 (平成18年10月27日)

措 置 状 況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
(2)企業債の支払利息について(水道・下水道事業共通) 企業債利息の支払は毎年ほぼ同額であることや、大部分の企業債の利払日が9月と3月であるため未払利息の重要性があまりないことから、企業債の支払利息の計上は現金主義を採用している。しかし、正確な事業損益を算出するためには経過期間に応じて費用処理をする発生主義の採用が望ましい。	公営企業実務提要には、実際に支払った利息の額を当該年度の費用として計上することとなっており、問題ない。 (平成18年10月27日)
7. 一般会計繰入金について (1)「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」(基準外繰入金)の繰入基準について(下水道事業) 「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」の繰入基準は、企業債利子の80%としているが、「普通交付税に関する省令第12条第6項第5号下水道費」の計算を基礎にするという繰入基準の考え方を取り入れ、企業債の償還元利金の50%を繰入基準としたほうがよいと考える。	現在、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費の80%を繰り入れることを前提に使用料を算定しているため、直ちに50%とすることはできません。 (平成19年10月23日)
(2)基準外繰入金の基準の文書化について(水道・下水道事業共通) 基準外繰入金について、恣意性の介入の排除及び担当者レベルでの引き継ぎミスによる根拠のない繰入金の計上の回避等のために、上下水道事業部として繰入基準を文書化して管理することが必要である。	上下水道事業部の繰入基準として、現状での繰入金算出根拠内訳書を作成しました。 (平成19年10月23日)
8. 引当金について (1)退職給与引当金要領及び会計基準の必要性(水道・下水道事業共通) 退職給与引当金について、恣意性の介入を排除し目的に合致した引当金を計上することができるように退職給与引当金の目的・算定方法・計算基準を明確にして要領及び基準を作成する必要がある。	中核市及び近隣の同規模他都市の現状を照会しましたが、岐阜市の経営状況に見合う参考にすべき事例はありませんでした。上下水道事業部の現状での退職給与引当基準を作成しました。 (平成19年10月23日)
(2)退職給与引当金の計上基準及び計上不足額(水道・下水道事業共通) 退職給与引当金の繰入は、現状では、人件費の予算金額と決算額との差額によっている。このような計上では、引当金の要件に合致しておらず、引当金の金額算定としては合理的ではない。今後は、自己都合要支給額を基準とした引当金の検討が必要である。また、現状では、引当金額と要支給額との間に大きな乖離があり、実質的な引当不足額が発生しており今後の課題である。	現在、今後の退職給与金の支払いに対応するため、人件費の予算額と決算額の差額を退職給与引当金として引き当てることを前提に使用料を算定しているため、直ちに要綱及び要領を策定し、引当不足額を解消することはできません。 (平成19年10月23日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
(3) 修繕引当金要領及び会計基準の必要性(水道事業) 修繕引当金について、恣意性の介入を排除し目的に合致した引当金を計上することができるように修繕引当金の目的・算定方法・計算基準を明確にして要領及び基準を作成する必要がある。	中核市及び近隣の同規模他都市の現状を照会しましたが、岐阜市の経営状況に見合う参考にすべき事例はありませんでした。今後はさらに他都市との情報交換をしていきます。 (平成19年10月23日)
(4) 修繕引当金の計上基準(水道事業) 修繕引当金の繰入は、現状では、修繕費の予算金額と決算額との差額によっている。このような計上では引当金の要件に合致しておらず、引当金の金額算定としては合理的ではない。今後は、引当金の要件に合致し合理的に引当金計上ができるように検討する必要がある。	毎事業年度の修繕費の額を平準化させ、災害や機械設備の故障等の緊急修繕費の支払に対応することを目的として、修繕費の予算額と決算額の差額を上限に修繕引当金として引き当てることを前提に使用料を算定しているため、直ちに要綱及び要領を策定し、引当不足額を解消することはできません。 (平成19年10月23日)
(5) 修繕引当金の上限金額(水道事業) 修繕引当金の上限を100百万円としているが、客観的な根拠をもって算定した数値ではない。企業会計の引当金の考え方を取り入れるならば、その修繕引当金計上額は必要金額であり修繕引当金に上限を設定する必要はない。	現在、修繕引当金として既に上限の100百万円を引き当てており、これで災害や機械設備の故障等の必要最低限の緊急修繕に対応できるものと考えております。これを前提として使用料を算定しているため、直ちに新たな上限を設定し、引当不足額を解消することはできません。 (平成18年10月27日)
(6) 特別修繕引当金の計上(水道事業) 現状では、修繕引当金のみが計上されているが、いわゆる特別修繕引当金の計上も行なうべきである。	現在、特別修繕引当金を計上する必要がある事業計画はありません。今後は、必要があれば水道事業の経営状況に適した特別修繕引当金の要領及び基準を作成し、引当金の計上を考えていきます。 (平成18年10月27日)
(7) 修繕引当金の計上(下水道事業) 水道事業は修繕引当金を計上しているが、下水道事業は修繕引当金を計上していない。引当金の計上は、任意であり強制ではないが、下水道事業は水道事業と同様に固定資産の金額が多額であり、今後、多額な修繕費の発生が予想されるので、将来の修繕費の発生等を検討し修繕引当金の計上を検討すべきである。	現在の修繕引当金計上におけるルールでは、修繕料の決算状況から修繕引当金は計上できません。下水道事業は今後も大型建設改良事業を行う予定であり、これらが一段落して維持管理の時代に入る際に修繕引当金の計上を検討すべきと考えています。 (平成19年10月23日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成17年度
担 当 部 局	上下水道事業部

指摘事項	措 置 状 況
9. 人件費について (1) 特殊勤務手当と他の手当との重複(水道・下水道事業共通) 特殊勤務手当(変則勤務手当)と夜勤手当との重複が常態化されている。この手当は規則に沿って支給されているが、夜間の勤務というひとつの事象に対して特殊勤務手当(変則勤務手当)と夜勤手当を併用していることは事実であり今後の課題である。	手当は市長部局に倣って支給しているものであるため、市人事室と協議した結果、夜勤手当と特殊勤務手当(変則勤務手当)の関係及び深夜を含む勤務形態の特殊性等について、国、県及び中核市など他団体の動向を平成18年度に調査しました。その結果を踏まえて民間の有識者の方々との懇話会に諮っているところであります。 (平成19年10月23日)
(2) 退職給与手当の負担関係(水道・下水道事業共通) 上下水道事業部と他の会計組織(岐阜市一般会計等)との間に人事異動が行われた場合には、異動者に係る異動時点までの退職手当相当額について他の会計組織と精算(引継ぎ)を行っていない。そのため、退職者が退職時に所属していた会計組織がその退職者の退職手当金額を負担することになる。しかし、退職者が在籍していなかった期間に対応する退職手当まで負担することは合理的ではない。当事業部と他の会計組織との両方に在籍した期間がある退職者の退職手当について合理的な負担関係を検討する必要がある。この退職手当の負担関係の問題は、当事業部のみの問題ではなく岐阜市全体の問題としてとらえ対処する必要がある。	一般会計と地方公営企業会計との負担区分を明確化するための協議を関係部局と行い、26年度から負担区分を各会計の在籍期間に応じてそれぞれ負担することとした。また、システム対応及び予算計上など、26年度実施に向けた準備を行った。 (平成26年4月16日)